

姫路市障害福祉サービス等支給決定基準

（目的）

第1条 この基準は、厚生労働省通知「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に定めるもののほか、当該通知の定めに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下、「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス及び相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児童福祉法」という。）に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援並びに姫路市地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定。以下、「要綱」という。）に定める支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）に係る支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、総合支援法、児童福祉法又は要綱等の関係法令等において使用する用語の例による。

（支給量）

第3条 障害福祉サービス等の支給量は、1月を単位として決定する。

2 支給量は、総合支援法第22条第6項に定めるサービス等利用計画案又は児童福祉法第21条の5の7第6項に定める障害児支援利用計画案を勘案し、別表第1及び別表第2に掲げる支給量の合計を超えない範囲で決定するものとする。

3 前2項に規定する支給量を超える量の支給決定又は変更の決定（以下、「非定型支給決定」という。）を行う必要があると認める場合は、総合支援法第15条の規定に基づき設置する姫路市障害認定審査会（以下、「審査会」という。）に意見を求めるものとする。ただし、過去3年度の間同等の内容に基づき意見を求めた場合は、当該意見をもって代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、審査会の意見を求める手続を経ず、その必要な期間について、第2項又は前項に規定する支給量を超える支給決定を行うことができる。

- (1) 当該支給決定等についての切迫性があると市長が認めるとき。
- (2) 当該支給決定等についての非代替性があると市長が認めるとき。

（非定型支給決定に係る審査）

第4条 市長は、前条第3項の規定により審査会に意見を求める場合は、当該支給決

サービスの種類	支給量						
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
身体介護	8 時間	10 時間	15 時間	27 時間	44 時間	63 時間	25 時間
家事援助	16 時間	21 時間	30 時間	40 時間	63 時間	90 時間	36 時間
通院等乗降介助	44 回						
重度訪問介護				154 時間	193 時間	275 時間	—
同行援護及び移動支援	6 5 時間 ただし、身体介護又は家事援助（他法による同等の						

	サービスを含む）と併給する場合は５０時間以下とする。
行動援護	５０時間
重度障害者等包括支援	９４，７７０単位
短期入所及び日中短期入所	１４日（回） ただし、短期入所及び日中短期入所を併給する場合、それぞれ１４日（回）を超えないものとし、かつ、合計は２１日（回）以下とする。
生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター（日中活動サービス等）	原則の日数 （各月の日数から８日を控除した日数。以下同じ） ただし、日中活動サービス等と併給する場合の合計の日数は原則の日数以下とする。
療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び福祉ホーム（居住系サービス）	各月における暦日数（当該月の日数） ただし、共同生活援助に係る受託居宅介護サービスについては、事務処理要領の例による。
児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）	原則の日数
居宅訪問型児童発達支援	１０日
放課後等デイサービス	原則の日数 ただし、タイムケアを併給する場合、その合計の日数（回数）は原則の日数（回数）以下とする。
保育所等訪問支援	２日
タイムケア	９回
訪問入浴サービス	５回

備考

- 身体介護には通院等介助（身体介護を伴う場合）を、家事援助には通院等介助（身体介護を伴わない場合）を含む。
- 重度訪問介護における移動介護加算対象の時間数は、５０時間以下とする。

- 3 重度障害者等包括支援に係る介護保険対象者については、66,540単位とする。
- 4 短期入所、日中短期入所、日中活動サービス等、児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）及び放課後等デイサービスについて、やむを得ない事由により各項の支給量の欄に定める日数（回数）を超える利用の必要性が生じた場合は、各月における暦日数（回数）以下で必要と認める日数（回数）とする。
- 5 居宅訪問型児童発達支援について、やむを得ない事由によりその項の支給量の欄に定める日数を超える利用の必要性が生じた場合は、原則の日数以下で必要と認める日数とする。
- 6 保育所等訪問支援について、やむを得ない事由によりその項の支給量の欄に定める日数を超える利用の必要性が生じた場合は、10日以下で必要と認める日数とする。

別表第2 加算支給量

加算項目	加算支給量
重度訪問介護に係る支給決定を受ける者であって、単身者又は同居者が疾病等により介護困難、その他支援を要する世帯の場合	別表第1の基準支給量の50%
身体介護に係る支給決定を受ける重度の障害児であって、支援を要する世帯の場合	別表第1の基準支給量の50%